

石川県立看護大学及び石川県立大学における 公的研究費の適正な運営及び管理に関する基本方針

平成27年4月1日

石川県公立大学法人規程法第59号

(最終改正：令和4年4月1日)

(趣旨)

第1条 この基本方針は、国又は独立行政法人から石川県立看護大学及び石川県立大学（以下「両大学」という。）に配分される競争的資金を中心とした、公募型の研究資金（以下「公的研究費」という。）について、不正使用を防止し、適正な運営及び管理を行うために必要となる事項を定めるものとする。

(責任体系)

第2条 両大学の公的研究費を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者及び研究費不正使用防止推進責任者を置く。

(最高管理責任者)

第3条 最高管理責任者は、大学全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負うものとし、各大学の学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、基本方針及び関係規程等（以下「基本方針等」という。）を学内に周知するとともに、基本方針等を実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及び研究費不正使用防止推進責任者が責任を持って公的研究費の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、各大学の事務局長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(研究費不正使用防止推進責任者)

第5条 研究費不正使用防止推進責任者は、実務面での公的研究費の運営及び管理の責任と権限を持つものとし、各大学の総務課長および教務学生課長をもって充てる。

2 研究費不正使用防止推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行う。

- 一 大学全体の具体的な対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告すること。
- 二 不正防止を図るため、第11条に定めるコンプライアンス研修会の受講状況の確認を行うこと。
- 三 全教職員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等を定期的にモニタリングし、必要に応じて改善指導を行うこと。

(不正防止対策室)

第6条 最高管理責任者は、公的研究費の適正な運営及び管理を推進するため、学内に不正防止対策室を置き、室長には統括管理責任者をもって充てる。

2 前項に定めるもののほか、不正防止対策室に関し必要な事項は、別に定める。

(不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施)

第7条 不正防止対策室は、不正を発生させる要因について大学全体の状況を把握・分析し、各要因に対応する具体的な不正防止計画及びコンプライアンス教育や啓発活動等の具体的な計画を策定・実施する。

(コンプライアンス委員会)

第8条 最高管理責任者は、公的研究費の適正な運営及び管理について学内の意見を聴くため、学内にコンプライアンス委員会を置く。

2 前項に定めるもののほか、コンプライアンス委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(ルールの明確化・統一化)

第9条 最高管理責任者は、公的研究費の運営及び管理に関するルールを明確化かつ統一化し、全教職員にわかりやすい形で周知する。

(職務権限の明確化)

第10条 最高管理責任者は、公的研究費の事務処理に関する教職員の権限と責任について、業務分担の実態と乖離が生じないように、適切な職務分掌を定め、全教職員に周知する。

(コンプライアンス研修会の実施)

第11条 不正防止対策室は、公的研究費の運営及び管理に関わる全教職員を対象に、適正な運営及び管理に関する基本方針等の周知を目的としたコンプライアンス研修会を毎年1回以上実施しなければならない。

2 不正防止対策室は研修会開催後、アンケート等により受講者の理解度の把握に努めるとともに、受講者に公的研究費の適正な運営及び管理に関する誓約書の提出を求める。

(行動規範の策定)

第12条 最高管理責任者は、公的研究費の運営及び管理に係る行動規範を策定し、全教職員に周知する。

(通報窓口の設置)

第13条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用等に係る通報窓口を、各大学事務局総務課に置く。

2 告発した者は、石川県立看護大学及び石川県立大学における公的研究費の不正使用等に係る調査に関する規程（平成27年法人規程法第62号）第28条第1項の規定により保護される。

3 前2項に定めるもののほか、通報窓口に関し必要な事項は、別に定める。

(公的研究費の不正使用等に係る調査の体制・手続)

第14条 公的研究費の不正使用等に係る調査の体制・手続等は、別に定める。

(公的研究費の不正使用等に係る教職員の懲戒等)

第15条 公的研究費の不正使用等に関する教職員の懲戒等の処分に関し必要な事項は、別に定める。

(予算執行管理)

第16条 公的研究費の運営及び管理に関わる全教職員は、自己の所管又は管理する公的研究費について随時、執行状況を確認し、予算執行が当初計画に比較して著しく遅れることがないように適正な執行管理に努めなければならない。

2 研究費不正使用防止推進責任者は、定期的に公的研究費の執行状況について検証し、予算の執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、その理由を確認するとともに、必要に応じ改善策を講じなければならない。

(支出財源の特定)

第17条 物品購入等で経費を支出する者は、発注段階で支出財源を特定しなければならない。

(不正取引に係る業者等の処分)

第18条 不正な取引に関与した業者については、取引停止等の必要な措置を講じる。

2 不正取引に係る業者等の処分に関し必要な事項は、別に定める。

(相談窓口の設置)

第19条 最高管理責任者は、公的研究費の運営及び管理に関わる全教職員並びに外部からの公的研究費の取扱いに関する相談を受ける相談窓口を、各大学事務局総務課に置く。

(公的研究費の適正な運営・管理に係る取組状況の公開)

第20条 最高管理責任者は、公的研究費の適正な運営及び管理に関する取組状況を各大学のホームページ等で公開する。

(不正事案に係る情報公開)

第21条 最高管理責任者は、内部調査等により不正を認定した場合は、ホームページ等で速やかに調査結果を公表しなければならない。

2 公表する内容は、別に定める。

(監事の役割)

第22条 監事は不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について期間全体の観点から確認し、意見を述べる

(定期監査)

第23条 石川県公立大学法人内部監査規程（平成23年法人規程法第40号）に基づく内部監査員（以下「内部監査員」という。）は、毎年度定期的に内部監査を実施しなければならない。

2 定期監査に関し必要な事項は、別に定める。

(リスクアプローチ監査)

第24条 内部監査員は、毎年度不定期に抜き打ちによるリスクアプローチ監査を実施する。

2 リスクアプローチ監査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 石川県公立大学法人競争的資金等の取扱規程（平成23年法人規程法第54号）は廃止する。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。